

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、藤枝駅前一丁目9街区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第1項の規定により公告する。

令和5年6月30日

静岡県知事 川勝平太

- 1 組合の名称
藤枝駅前一丁目9街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
設立認可公告の日から令和10年3月まで
- 3 施行地区に含まれる地域の名称
藤枝市駅前一丁目7番34の一部、8番33の一部、9番1、9番2、9番3、9番4、9番5、9番6、9番7、9番8、9番9、9番10、9番11、9番12、9番13、9番14、9番15、10番22の一部、10番23の一部
- 4 事務所の所在地
藤枝市駅前二丁目7番26号
- 5 設立認可の年月日
令和5年6月29日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 7 公告の方法
事務所の掲示場に掲示する。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和5年7月29日